

請書(案)

- 1 作業名 大隅森林管理署 官用自動車車検および12ヶ月点検業務
- 2 履行場所 請負者の自動車分解整備事業場等
ただし、請負者は各庁舎(※別紙「大隅森林管理署庁舎等一覧表」のとおり)より官用
自動車を引き取り、点検・整備・検査のうえ、元の場所へ返還するものとする。
- 3 契約期間 令和7年 月 日から令和8年3月31日まで
- 4 契約金額 ¥ -
(うち、取引にかかる消費税および地方消費税の額 ¥ -)

上記の作業について、次の各項を遵守のうえ請負いたします。

令和7年 月 日

(発注者)
分任支出負担行為担当官
大隅森林管理署長 佐竹 敏郎 殿

(請負者)
住 所

氏 名

印

記

- 第1条 請負者は、自動車点検等委託車両一覧表に記載の官用自動車について、仕様書のとおり車検および12ヶ月点検業務を遅滞なく履行します。
- 第2条 天災その他、不可抗力により、作業期間内に作業を完了することができないときは、事由を付して作業期間の延長を協議します。
- 第3条 前条以外の理由により作業期間を延長したときは、最終の請負金額に対し遅滞日数に応じ年5.00%の割合で違約金を支払います。
- 第4条 作業が完了したときは、立ち合いのうえ検査を受けます。
- 第5条 請負金の支払いは、前条の検査に合格した後、適法な支払請求書を提出し、貴官がこれを受理されてから30日以内といたします。
- 2 前項の期間内に請負金を支払わないときは、期間満了の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として申し受けます。ただし、100円未満の端数は切り捨て総額が100円未満の場合は支払不要です。
- 第6条 点検等を実施しようとするとき、または実施した結果、追加整備が必要と判断した場合は、ただちに通知するとともに、追加整備にかかる費用の見積を行います。
- 第7条 当該業務の完了後6ヶ月、または当該業務完了後からの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、当該業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が

生じた場合であつて、かつ、その不具合の原因が当該業務によるものと請負者が認めたときは、その箇所を請負者の負担において再度整備いたします。

第8条 この請負に関し契約不履行、不正行為等があり契約を解除されたときは請負代金の100分の10に相当する違約金を徴収されても異議ありません。

第9条 この請負に関し疑義が生じた場合は、貴官の指示に従います。

以上